

# 次期伊達市教育振興基本計画に関する提言

平成 30 年 2 月 28 日

伊達市教育振興基本計画策定委員会



## 目 次

はじめに	1
学校教育	2
1. 学力向上	4
2. 特別支援教育	4
3. 国際理解教育	4
4. 情報教育	5
5. キャリア教育	5
6. 環境教育	5
7. 安全・防災教育	6
8. 道徳教育	6
9. 生徒指導・教育相談	6
10. 体力・運動能力	7
11. 食育・健康教育	7
12. 地域総がかりの教育	7
13. ふるさと創生教育	8
14. 異校種連携・接続	8
15. 幼児教育	8
16. 教職員の資質・能力	8
17. 学校施設・設備	9
18. 校外安全対策	9
19. 学校再編等	9
社会教育	12
1. 生涯学習	14
2. 歴史・文化芸術	15
3. 青少年・スポーツ	16
資料	18
i 伊達市教育振興基本計画策定委員会設置要綱	20
ii 伊達市教育振興基本計画策定委員会名簿	22
iii 全体会議及び部会開催状況	23

## はじめに

平成 31 (2019) 年度からの 10 年間を計画期間とする次期伊達市教育振興基本計画（以下「次期計画」）に盛り込むべき内容を提言するため、昨年 5 月、伊達市教育振興基本計画策定委員会を立ち上げました。

本委員会は、学校教育部会と社会教育部会の 2 部会に分かれ、各分野における現状と課題を踏まえながら、次の 10 年間の本市の教育のあり方や進むべき方向性について慎重に議論を深めてまいりました。

学校教育分野においては、今後取り組むべき課題等が明確であったことから、各々の取組事項における目標設定や成果指標についても議論を深めながら、次期計画期間において取り組むべき内容を提言に盛り込みました。

「知・徳・体」をバランスよく育むことを目標に、学校や家庭、地域が連携し、子どもたちが将来、伊達市に生まれ育ったことを誇りに、社会で生きていく力を育むための取組が、今後はより一層必要になります。それとともに学校に求められる役割は、ますます増大することが予想され、それらに対する方策の一つとして、今年度から全校で導入された学校運営協議会を活用したコミュニティ・スクールの取組が、今後、一層充実することを期待いたします。

一方、社会教育分野においては、「生涯学習」「歴史・文化芸術」「青少年・スポーツ」の 3 分野について、それぞれ行政に期待することについて議論を深めることができました。

本格的な少子高齢社会のなか、市民一人ひとりが生涯にわたって多様な学びを実現するとともに、伊達市の財産である歴史や文化に触れ、わがまちを誇りに思い、さらには、心穏やかに潤いのある生活を送ることができるよう、文化・芸術に触れる機会を充実させる取組が求められております。

また、次の時代を担う子どもたちの健全な育成に向けた青少年事業や、心身ともに健康な生活を送るためのスポーツ推進事業についても、すべての市民が潤いのある生活を送るため、幅広く気軽に参加できる工夫を期待するものです。

最後に、本提言が、次期計画において可能な限り反映され、様々な取組の推進によって、本市の教育がますます発展することを心から期待いたします。

平成 30 年 2 月

伊達市教育振興基本計画策定委員会委員長 万代 淳

# 学校教育



## 1. 学力向上

全国学力・学習状況調査の結果から、本市の児童生徒の学力は、国語科では、概ね全国平均程度を維持しております。一方、算数科・数学科では、全国平均を下回っている状況にあります。

これからの社会を生きていくうえで、基礎的・基本的な学力を身に付けることは非常に重要であることから、各校において学力学習改善プランを作成するとともに、このプランに基づく学習指導の工夫・改善を継続的に進めることが重要になります。

また、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙における、「授業の内容がよくわかりますか」という設問に対し、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の正答率が高い傾向が見られることは、学力向上の観点から、一つの指針となり得ると考えます。

## 2. 特別支援教育

本市の特別支援教育は、各校の特別支援教育コーディネーターを中心に、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた個別の教育支援計画を作成し、支援や指導の内容充実に努めております。

通常学級のなかには、障がいがあると診断されている児童生徒や障がいと思われる児童生徒が在籍している場合も見られます。しかし、特別支援教育は、インクルーシブ教育の考え方のもと、障がいのある子どもたちが将来、社会を生きていく力をつけるためのものである一方、通常学級の子どもたちも障がいのある子どもと関わることで障がいに対する理解を深めながら成長するなど、共に学び合うことが重要です。子どもたち一人ひとりに適正な教育の場を提供することができるよう、学校や保護者、関係機関がそれぞれの立場で特別支援教育について理解し、連携することが重要となります。

## 3. 国際理解教育

次期学習指導要領においては、小学校中学年から「聞くこと」「話すこと」を中心とした外国語活動、高学年から「読むこと」及び「書くこと」を加えて総合的・体系的に扱う教科としての外国語が始まることとなっております。そのため、これまで以上に小学校と中学校の教職員が連携を深めるなど、指導力の向上に努めることが必要になります。

一方で、英語をはじめとした語学教育ばかりではなく、外国人を交えてコミュニケーションを図りながら、子どもたちが外国の文化や習慣に触れられる機会を創出するなど、本来の意味での国際理解教育の実現のため、市内の事業所や団体、地域などとも連携した取組が必要であると考えます。

#### 4. 情報教育

情報活用能力には、「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」という3つの観点があります。

情報機器の発達ที่著しい近年、単に情報活用の実践力や科学的な理解だけでなく、情報社会に参画する態度、いわゆる「情報モラル」を育成することが子どもたちにとって最も大切であることは明らかです。

そのため、情報モラルの育成については、学校や教育委員会での取組だけではなく、家庭や地域社会、PTAと連携した取組が求められると考えます。

また、次期学習指導要領においては、プログラミング教育が求められておりますが、単に機器の操作にとどまらず、「プログラミング的思考」を育成することも、これからの社会においては重要になると考えられます。

#### 5. キャリア教育

キャリア教育においては、将来、子どもたちが職業を持つ社会人として自立するために必要な意欲、態度、能力を育成することが重要となります。

この場合、学校での特別活動を要としながら、小学校から中学校、中学校から高等学校へつながる「キャリアパスポート」の仕組みを構築することや、地域の産業について理解を深めることを目的とした職場見学や職業体験を充実させるため、市内の事業所や関係機関と連携した取組も有効であると考えられます。

あらゆる取組が複合的に機能することで、子どもたちが将来、伊達市で働きたいという希望を持つきっかけになることを期待するものです。

#### 6. 環境教育

わたしたちを取り巻く環境を大切にし、環境に配慮した行動がとれる子どもを育てることは、本市のみならず地球規模で求められていることは言うまでもありません。

そのため、学校教育分野においては、自然体験や社会体験活動を通じて環境問題について考える力を養うことが必要です。

現在、市内のすべての小中学校では、様々なかたちで環境教育に取り組んでいますが、発達段階に応じて計画的・継続的な取組となるよう、授業内容について、より一層の充実を期待するものです。



## 7. 安全・防災教育

本市は、定期的に噴火を繰り返す有珠山を擁していることや、近年は自然災害が多発し、その規模も深刻さを増していることから、安全・防災教育の充実は非常に重要です。

また、東日本大震災以降、津波被害の恐ろしさは我が国全体で共有されるようになり、このことは噴火湾に接する本市も例外ではありません。

そのため、各校の実情に応じ、警察や消防をはじめとした関係機関や地域社会と連携し、これら自然災害を想定した実践的な防災訓練の継続的な取組は、子どもたちの安全・安心のため非常に重要です。

## 8. 道徳教育

道徳教育は、子どもたちが自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としています。

学校教育においては、学校及び学級内の人間関係や環境を整えるとともに、ボランティア活動、自然体験活動、地域行事への参加などの体験を充実すること、また、指導内容が、子どもたちの日常生活に生かされることが大切です。

そのため、評価に際しては、道徳科の学習状況や道徳性に関わる成長の様子について注意深く見守るとともに、評価方法に関する教職員研修の充実など、客観的な評価ができる取組も重要となります。

## 9. 生徒指導・教育相談

生徒指導・教育相談については、教職員だけでは対応が難しい事例が増えており、スクールカウンセラーを継続して配置するなど、児童生徒が置かれている状況、抱えている問題や悩みに応じ、早期発見と早期対応を基本とした取組が重要です。

また、不登校児童生徒の対応については、現在、「こどもの国 フェニックス」のボランティアを中心とした取組によって一定の成果を上げており、評価されるところであります。

ボランティアの高齢化という課題もありますが、人生経験が豊富なボランティアの対応が子どもたちにとって効果的であるという側面もあることから、行政はボランティアに対して必要な支援を今後も継続するほか、スクールソーシャルワーカーの配置など、より多面的な支援策を検討することが必要です。

## 10. 体力・運動能力

体力は人間の活動の源であり、健康の維持のほか、意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、生きるための重要な要素です。子どもたちの体力の低下は、社会全体の活力にも影響を及ぼすことから、学校や家庭において、日ごろから運動に親しませ、あらゆる活動の基盤となる体力を身に付けさせることが重要です。

各学校においては、体力テスト等を活用して体力の状況を的確に把握するとともに体力・運動能力の向上のための目標などを設定した体力向上プランをもとに、学校全体で体育に関する活動を推進することが大切です。

また、本市の子どもたちは、全国と比較して肥満傾向が高いことから、食育・健康教育とも連動した取組が重要となります。

## 11. 食育・健康教育

食育は非常にすそ野が広く、教育委員会や学校の取組だけで効果を上げることは困難な分野です。

学校教育における食育としては、まず給食指導が挙げられますが、だて歴史の杜食育センターが平成30年1月から供用開始されたことで、これまでの調理場が抱えていた施設としての課題は解消されました。

今後は、新施設を有効に活用することはもとより、地場産食材の活用や栄養教諭の派遣事業を継続的に実施するなど、児童生徒や各家庭に対する啓発活動を継続し、食育の大切さをすべての家庭が理解するよう望ましい食習慣を身に付けさせるための継続的な取組が必要です。

## 12. 地域総がかりの教育

地域総がかりの教育を実現するためには、今後はコミュニティ・スクールを軸とした取組が中心になると考えられます。

本市では、すべての学校で学校運営協議会が設置されており、コミュニティ・スクールの仕組みは出来上がっております。今後は、この仕組みを活用しながら、保護者や地域住民の教育活動への参画を推進するとともに、各校の教育活動に関する情報提供に際しては、学校運営協議会を大いに活用するなど、コミュニティ・スクールの可能性を多くの市民に理解してもらい、地域と一体になった教育活動に努めることが重要となります。

### 1 3. ふるさと創生教育の推進

ふるさと創生教育は、将来的に地域で力を発揮する人材を育成するため、キャリア教育の一環として非常に重要となります。

このような人材を育成するため、本市の歴史や文化、産業などあらゆる分野を網羅した学習を、小中学校のみならず、市内の高等学校も含めて展開するなど、子どもたちの発達段階に応じた本市ならではのふるさと創生教育の充実が求められます。

### 1 4. 異校種間連携・接続

「小1プロブレム」や「中1ギャップ」、「高1クライシス」などの問題を可能な限り未然に防止するため、子どもたちが新しい環境に早く慣れることや、注意が必要な子どもについて情報を共有することが必要です。そのためには、幼稚園・保育所等から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校といったそれぞれの節目における異校種間の連携・接続は非常に重要になります。

これらの異校種間の連携・接続を円滑にするためには、教職員間で指導方法などの交流をより効果的に行うことが必要だと考えます。

### 1 5. 幼児教育の充実

幼児期は、人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、この時期に学んだことは、生涯にわたって大切な経験となります。

次期学習指導要領では、幼稚園・保育所と小学校・中学校との交流促進が求められていることから、関係者が連携して、子どもや保護者の不安を解消することや、負担を軽減できる取組が必要であると考えます。

### 1 6. 教職員の資質能力

信頼され、安心して子どもたちを託すことができる学校づくりのためには、管理職のリーダーシップのもと、学校組織や運営体制の改善・充実に取り組み、教職員全体の協働意識を高めることが重要です。

近年は、教職員を取り巻く環境は急激に変化しており、児童生徒の指導だけではなく、保護者や地域対応など多くのことが求められ、また、その長時間労働も社会問題となっております。

ここ数年で「団塊の世代」が大量退職を迎えたことにより、教職員の若返りが進んだ一方、年齢構成のバランスが崩れている学校もあり、ベテラン教職員による若手教職員に対する指導機会が少なくなるなど、効果的・効率的な校内研修に支障をきたすことも考えられます。

そのため、管理職に対する研修のほか、幅広い年代が参加する研修を継続的に開催するとともに、質の高い研修内容とすることも重要となります。

## 17. 学校施設・設備

学校施設や設備の定期的な保守・修繕作業は、児童生徒や教職員の安全等を確保するうえで重要となります。

本市の学校施設は、その大半が建設後 30 年を経過しており、今後は大規模修繕が必要な時期を迎えますが、これらの修繕には、莫大な費用が必要となり、財政負担を可能な限り平準化しながら進めることが必要です。

また、将来的な学校統廃合の進捗状況によっては、修繕等そのものの必要性を慎重に検討することが必要です。

## 18. 校外安全対策

校外安全対策は、主として児童生徒の登下校時の交通安全や防犯を目的に、学校はもとより、保護者や地域、市及び教育委員会等において、様々な取組が行われています。

こうした取組にも関わらず、登下校中の交通事故が毎年 1～2 件発生していることから、家庭や学校、地域や市、教育委員会及び関係機関が一体となって、これまでの取組を一層充実させ、交通安全及び防犯教育を進めることが必要です。

## 19. 学校再編等

### (1) 小中学校の適正配置について

児童生徒が互いに切磋琢磨し、また、クラス替えなどにより多様な人間関係の構築が可能になるなど、子どもたちの教育環境を考えた場合、本市の小中学校については、一定以上の規模を持たせることが必要と考えます。

具体的には、原則として 1 学年 2 学級以上を適正規模であるという考え方を基本に、今後、学校の適正配置を進めることが必要と考えます。また、保護者や地域に対しては、教育の質を保つうえで必要な学校規模、あるいは、次期学習指導要領との関わりなど、単に児童生徒数や学級数だけではない、具体的な根拠や必要性を示しながら、学校の適正配置・適正規模について、丁寧な説明が必要となることは言うまでもありません。

### (2) 高等学校教育の推進について

北海道教育委員会が平成 29 年 9 月に策定した「公立高等学校配置計画案（平成 30 年度～32 年度）」においては、平成 33 年度～平成 36 年度には「伊達市内において、欠員の状況や望ましい学校規模を下回る学校があることを考慮し、再編を含めた早急な定員調整の検討が必要」という見通しが示されています。

このことから、近い将来、伊達市内の北海道伊達高等学校と北海道伊達緑丘高等学校については、統合または間口減の可能性が非常に高いことは明らかです。

これら2つの高等学校については、引き続き現在の学校規模で存続しつつ、各校が特色ある教育活動を展開していくことは、単に教育という観点だけではなく、伊達市のまちづくりという観点からも理想であると考えます。

しかしながら、全国的な少子化に伴う生徒数の減少傾向によって、これら2高等学校を含む胆振西学区の高等学校の再編の流れを止めることは現実的には非常に困難であることも予想されます。

そのため、本市の高校生以上の世代に対する教育という観点から、取り組むべき施策について、以下のとおり並列的に提言いたします。

- 北海道伊達高等学校と北海道伊達緑丘高等学校については、存続することが望ましい。
- 両校の再編等が避けられない場合は、現在の両校を合わせた学校規模に再編することを北海道教育委員会に求めるべきである。
- 特色ある教育活動には高い学力も重要な要素の一つであることから、再編後の高等学校においては、進学コース等の設置も検討するべきである。
- 市立中等教育学校については、設置と運営に伴う様々な課題を洗い出したうえで、慎重に検討し、市民に説明することが重要である。
- 大学生を抱える世帯に対する給付型奨学金制度の創設について、検討するべきである。



# 社会教育





## 1. 生涯学習

生涯学習は、わたしたちが生涯にわたって行う学習活動です。わたしたちは、生まれるとともに、家庭を中心に学習を始めます。やがて、学校に通い学習を進め、地域社会からもいろいろなことを学習し、成長していきます。学校を卒業して社会に出ると、仕事に係わる学習や、豊かで充実した人生を過ごすための学習を続けていきます。

このように、家庭・学校・職場・地域社会で行われるすべての学習が生涯学習であり、生涯学習はわたしたち一人ひとりの人生に深く関わっています。

行政には、わたしたちが自分に合った学習を、多くの選択肢の中から選択できるような事業の展開を期待します。

市民講座等については、女性に比べ男性の参加者が圧倒的に少ないことから、男性が受講しやすいような何らかの工夫をすべきであると考えます。平日開催ばかりでなく、休日や夜間の開催や男性が受講しやすいメニューの選定、男性限定の講座を開催するなどの検討もすべきであると考えます。

また、従来の教育委員会の主催では、様々な点で限界があることから、民間ならではのノウハウと柔軟性を活かし、多種多様な講座を開催できるよう、民間委託なども検討すべきであると考えます。

さらに、メニューについて、市民のニーズを把握することで、従来思いもつかなかった分野を開拓できる可能性があることから、広報紙などで希望を募るなどして、メニュー選定の参考とすべきであると考えます。

女性リーダーの養成については、研修参加者の年齢が比較的高いことから、若い人にも参加していただけるよう、企業等に働きかけ、従業員の参加を呼びかけるべきであると考えます。

社会教育事業全般で大滝区民は地理的な問題が大きく影響し、参加しにくい状況にあるので、大滝区民も参加しやすいよう、何らかの工夫を行うべきと考えます。できれば、伊達地域と大滝区の両方の地域で開催し、両地域住民が交流を深められることを期待します。

また、特に長生大学については、大滝区から参加が容易になるよう移動手段確保の問題を解決するための検討をすべきと考えます。

図書館については、本を読んだり借りたりするだけの施設ではなく、幼児は絵本にふれ、小・中・高校生は勉強をし、大人は調べものや資格取得対策など、それぞれの世代が目的に応じて利用できるよう配慮し、また居心地よく過ごせる居場所としての施設であることも大切な役割と考えます。

そのため、幼児から高齢者までの居場所としての機能を充実させるとともに、市民の様々なニーズを把握し、夜間の開館なども検討すべきと考えます。

また、民間等のノウハウを活用し、新たな発想によるサービス向上を期待します。

さらに、建て替えなどの機会には、市民がより利用しやすいよう、快適な居場所としてのハード面での工夫を深く検討すべきと考えます。

## 2. 歴史・文化芸術

### (1) 歴史

伊達市には、未来まで伝えなければならない特色のある歴史と文化がたくさんあります。行政には、市民がもっと歴史や文化に触れ合うことができ、このまちに愛着を持ち、誇りに思えるような施設の整備や事業の展開を期待します。

噴火湾文化研究所については、一般にはあまり広く知られていないうえ、知っているても行きにくい状況にあります。さらに市民に知ってもらい、市民が気軽に行けるような方策も検討すべきであると考えます。

また、研究所の職員が常駐していないことから、ボランティアを活用するなどして、埋蔵文化財センターの遺物等も市民がいつでも見学できるようにすべきであると考えます。

なお、研究の成果や所蔵している史料については、新設する「だて歴史文化ミュージアム」を活用して、積極的に公開するなどし、研究所の活動内容などをもっと市民に知ってもらう方策を検討すべきと考えます。

だて歴史文化ミュージアムで開催する企画展については、市内にあるものを展示するだけではなく、遠くに行かなければ見ることができないようなものの展示やほかの博物館等と共同で巡回展の開催など、伊達市以外のものの展示についても検討すべきと考えます。

また、ミュージアムは集客ばかりを考えるのではなく、市民をほかの市町村の博物館等に案内するような見学ツアー等も企画すべきと考えます。

なお、ミュージアムで行う事業については、民間のノウハウを活用するなどして、より魅力ある事業を展開していくことを期待します。

市の文化財については、その内容や状況に応じて市の指定を進めるほか、道や国の指定を目指した取組を進めるべきと考えます。

だて歴史の杜には施設が集中しており、イベント開催時には車があふれています。だて歴史文化ミュージアムの開館に伴って、さらに駐車場が不足することが予想されるので、駐車場対策もしっかりと検討するべきと考えます。

## (2) 文化芸術

市民が心穏やかに、潤いのある生活を送るためには、芸術や文化活動の充実は不可欠です。行政には、市民一人ひとりが自分の意思で自分に合った芸術や文化に触れ合えるような機会の創出や仲間づくりを行えるような仕掛けづくりを期待しています。

アートビレッジ文化館については、噴火湾文化研究所と同様に、一般に広く知られていないこと、また、知っていても行きにくいので、さらに周知を図り、市民が気軽に行けるような方策も検討すべきと考えます。

アートビレッジ事業については、現状では絵画部門と音楽部門しか取り組んでいませんが、芸術の範囲は広いので、ほかの分野にも取り組むべきであると考えます。

また、アートビレッジ事業は、ハイレベルな指導によって成果を上げつつありますが、子どもたちや初心者を対象とした事業を継続的に企画することによって、芸術に興味を持つきっかけとなるような取組も行うべきと考えます。

実際に絵を描く、音楽を演奏するという人はわずかであり、大多数は鑑賞する立場であると思われることから、今後は、鑑賞の仕方を紹介するなど、多くの市民を対象とした取組も行うべきと考えます。

宮尾登美子文学記念館については、現状の入場者数等を鑑みると、早急に違うかたちでの活用を進めるべきと考えます。

## 3. 青少年・スポーツ

### (1) 青少年

いつの時代も子どもは宝です。行政には、次の時代を担う子どもたちが健全に育ち、時代の変化に順応できるたくましさの高い社会参画意識を備えたひととして成長できるような機会を数多く創出されることを期待します。

青少年教育事業については、教育委員会が実施する以外にも、民間事業所等で実施することが理想と考えます。新しく完成しただて歴史の杜食育センターで親子対象の料理教室を開催するなど、民間事業所においても取り組んでいくよう働きかけていくべきと考えます。

また、インターネットやスマートフォンが広く普及している現代社会では、正しい使い方やルールなどの情報モラルに関する教育は大切なことと考えます。学校教育だけに任せることなく、青少年教育事業としても積極的に取り組むべきと考えます。

さらに、大滝区からの参加者が少なく、また、大滝区のことを知る機会も少ないと思われることから、大滝区で青少年教育事業を行い、大滝区と伊達地域の子どもの交流機会を創出することも必要と考えます。

## (2) スポーツ

スポーツの実践は、健康な生活を過ごすために最も有効なものの一つです。多くの市民がスポーツに親しみ楽しんでいる一方で、全く取り組んでいない市民も多数おります。

行政には、市民が気軽にスポーツに取り組めるような環境整備やきっかけづくり、仲間づくりの機会を数多く創出することを期待します。

スポーツ推進委員については、青少年指導員にも共通していることですが、後継者が不足していることから、単に成り手を探すだけではなく、引き受け易くなるよう、負担の軽減や待遇の改善も含めて、制度を見直すことも検討すべきと考えます。

また、後継者育成の仕組みづくりやそれぞれの活動内容をもっと市民に知ってもらえるような広報活動も必要と考えます。

まなびの里サッカー場は多くの利用者がおりますが、研修棟の利用は少なく、活用方法を検討すべきと考えます。例えば、宿泊可能な施設に改修し、スポーツのみならず、様々な社会教育の場として活用できるような方策を検討すべきと考えます。

ハーフマラソン大会等、今後のボランティアの成り手を確保していくためにも、ボランティアを育成していく仕組みの構築を検討すべきと考えます。

# 資 料



伊達市教育委員会教育長訓令第5号

伊達市教育振興基本計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成29年4月7日

伊達市教育委員会教育長 影山吉則

伊達市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づく本市の教育振興に関する基本的な計画(以下「教育振興基本計画」という。)を策定するため、伊達市教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育振興基本計画の策定について検討し、教育長に提言を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 保護者の代表
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、委嘱の日から第2条第1号に掲げる提言が終了した日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させて意

見を聴き、又は説明若しくは意見を述べさせることができる。

(部会)

**第7条** 委員会は会議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。ただし、部会長が欠けたとき又は部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指定する部会員がその職務を代理する。
- 5 部会長は、部会の会議において検討した所掌事項について、その結果を委員長に報告するものとする。
- 6 前条第4項の規定は、部会の会議に準用する。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、教育委員会教育部において処理する。

(委任)

**第9条** この訓令に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年4月7日から施行する。  
(伊達市教育計画策定検討会議設置要綱の廃止)
- 2 伊達市教育計画策定検討会議設置要綱(平成20年教育委員会教育長訓令第2号)は、廃止する。  
(会議の招集等の特例)
- 3 この訓令の施行の日以後最初に開催される委員会の会議及び委員の任期満了に伴い最初に開催される委員会の会議の招集並びに委員長が互選されるまでの間の会議の主宰は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が行う。



伊達市教育振興基本計画策定委員会名簿（五十音順）

氏名	所属団体等	所属部会等
猪狩庄市	伊達市地域体育振興会連絡協議会	社会教育部会
池田茂樹	伊達市PTA連合会	学校教育部会
伊藤成子	つどいサークル ドロップ	社会教育部会
伊藤洋子	伊達市立図書館運営協力会	社会教育部会
岩花幸子	大滝区地域協議会	社会教育部会
大家利基	伊達市PTA連合会	学校教育部会
小倉敬	公募委員	社会教育部会
小倉拓	学校法人伊達育英学園	学校教育部会
尾上明美	NPO法人伊達メセナ協会	社会教育部会
小畑次男	公募委員	学校教育部会
掃部一夫	伊達市連合自治会協議会	社会教育部会
吉瀬献策	北海道伊達緑丘高等学校	学校教育部会
小西朱弓	公募委員	学校教育部会
小林浩路	伊達市社会教育委員会	社会教育部会長/副委員長
櫻田琢磨	大滝区地域協議会	学校教育部会
佐藤直哉	一般社団法人伊達青年会議所	社会教育部会
佐藤誠	伊達市文化協会	社会教育部会
竹村幸雄	公募委員	学校教育部会
立花和実	伊達市青少年問題協議会	社会教育部会
寺島雅廣	NPO法人伊達市体育協会	社会教育部会
浪越朗	伊達市文化財審議会	社会教育部会
成田浩司	伊達市校長会	学校教育部会
万代淳	学識経験者	学校教育部会長/委員長
増岡深雪	特定非営利活動法人噴火湾アートビレッジ	社会教育部会
山崎誠	北海道伊達高等学校	学校教育部会
渡邊源之	伊達市連合自治会協議会	学校教育部会
渡邊ひとみ	伊達市スポーツ推進委員会	社会教育部会

伊達市教育振興基本計画策定委員会 全体会議及び部会開催状況

年月日	会議名等	議題
平成 29 年 5 月 18 日	第 1 回策定委員会【全体会議】	(1)委員会の設置について (2)委員長選出 (3)副委員長選出 (4)部会員及び部会長指名について (5)次期教育振興基本計画の概要等について (6)会議スケジュールについて
平成 29 年 6 月 20 日	第 1 回学校教育部会	(1)学校教育の現状と課題について (2)部会の協議スケジュールについて (3)教育の質の向上を図る学校再編の促進 【学校適正配置】 (4)学校施設・設備の充実 (5)校外安全対策の充実
平成 29 年 6 月 27 日	第 1 回社会教育部会	(1)部会の協議スケジュールについて (2)生涯学習に関する現状と課題について (3)生涯学習に関する事業実績等について
平成 29 年 7 月 20 日	第 2 回学校教育部会	(1)確かな学力の育成 (2)特別支援教育の充実 (3)国際理解教育の推進 (4)情報教育の充実 (5)キャリア教育の充実
平成 29 年 7 月 27 日	第 2 回社会教育部会	(1)歴史・文化芸術に関する現状と課題について (2)歴史・文化芸術に関する事業実績等について (3)歴史・文化芸術に関する意見交換
平成 29 年 9 月 21 日	第 3 回学校教育部会	(1)高等学校教育等の推進 (2)環境教育の充実 (3)安全・防災教育の推進 (4)食育・健康教育の推進 (5)道徳教育の充実 (6)生徒指導・教育相談の充実 (7)体力・運動能力の向上
平成 29 年 9 月 27 日	第 3 回社会教育部会	(1)青少年・スポーツに関する現状と課題について (2)青少年・スポーツに関する事業実績等について (3)青少年・スポーツに関する意見交換

年月日	会議名等	議題
平成 29 年 10 月 19 日	第 4 回学校教育部会	(1) 地域総がかりの教育の推進 (2) ふるさと創生教育の推進 (3) 異校種間の連携・接続の推進 (4) 幼児教育の充実 (5) 教職員の資質・能力の向上
平成 29 年 10 月 26 日	第 4 回社会教育部会	(1) 生涯学習に関する意見について (2) 歴史・文化芸術に関する意見について (3) 青少年・スポーツに関する意見について (4) 提言書案について
平成 29 年 11 月 16 日	第 5 回学校教育部会	(1) 提言書案について
平成 30 年 1 月 24 日	第 2 回策定委員会 【全体会議】	(1) 提言書について